

行田市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2第1項の規定に基づき本市における都市計画に関する基本的な方針(以下「都市計画マスタープラン」という。)を策定するため、行田市都市計画マスタープラン策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定委員会は、市長の諮問に応じ、都市計画マスタープランの策定及び実施に関し必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員24人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 議会議員代表
- (3) 執行機関の職員
- (4) 各種団体から推薦された者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 公募による市民

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、都市計画マスタープランの策定の完了までとする。

2 前条第2号、第3号、第4号、又は第5号の規定により委嘱された委員が当該委嘱されたときにおける職務上の地位を失った場合は、当該委員を辞したものとみなす。

3 市長は、必要があると認めたときは、前条各号に掲げる者のうちから新たに委員を委嘱することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、第3条第1号の委員の中から市長が任命し、副委員長は委員の中から委員長が指名する。

- 3 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員委嘱後の最初の策定委員会の会議は、市長が招集することができる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 策定委員会が必要であると認めたときは、会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は関係者に必要な資料の提出を求めることができる。

(検討委員会)

第7条 都市計画マスタープランの原案の策定及びその調整を図るため、策定委員会に検討委員会を置く。

- 2 検討委員会は、別表第1に掲げる者をもって組織し、市長が委嘱する。
- 3 検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は、まちづくり推進課長の職にある者をもって充て、副委員長は委員長が指名する。
- 4 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 前条の規定は、検討委員会の会議に準用する。この場合において、同条中「策定委員会」とあるのは「検討委員会」と読み替えるものとする。

(作業部会)

第8条 前条第1項に規定する事項に必要な資料の収集、調査及び研究を行うため、検討委員会に作業部会を置く。

- 2 作業部会は、別表第2に掲げる者(以下「部会員」という。)をもって組織し、検討委員会の委員長が委嘱する。

- 3 作業部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は、まちづくり推進課主幹の職にある者を持って充て、副部会長は部会長が指名する。
- 4 部会長は、作業部会を代表し、会務を総理する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 第6条の規定は、作業部会の会議に準用する。この場合において、同条中「策定委員会」とあるのは「作業部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(報告)

第9条 策定委員会は、第2条の規定による所掌事項を終了したときは、速やかに市長にその内容を報告しなければならない。

2 検討委員会は、策定委員会から委任された事項が終了したときは、速やかに策定委員会にその内容を報告しなければならない。

3 作業部会は、検討委員会から委任された事項が終了したときは、速やかに検討委員会にその内容を報告しなければならない。

(庶務)

第10条 策定委員会、検討委員会及び作業部会の庶務は、まちづくり推進課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、策定委員会の委員長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成23年9月21日から施行する。

2 この要綱は、行田市都市計画マスタープラン策定の完了をもって廃止する。

別表第1（第7条関係）

検討委員会

企画政策課長
財政課長
生活課長
防災安全課長
環境課長
商工観光課長
農政課長
福祉課長
高齢者福祉課長
まちづくり推進課長
開発指導課長
下水道課長
水道課長
管理課長
道路治水課長
建築課長
学校教育課長
スポーツ振興課長
文化財保護課長
農業委員会事務局長

別表第2(第8条関係)

作業部会

まちづくり推進課主幹
企画政策課職員
財政課職員
生活課職員
防災安全課職員
環境課職員
商工観光課職員
農政課職員
福祉課職員
高齢者福祉課職員
まちづくり推進課職員
開発指導課職員
下水道課職員
水道課職員
管理課職員
道路治水課職員
建築課職員
学校教育課職員
スポーツ振興課職員
文化財保護課職員
農業委員会事務局職員